

第22期高知海区漁業調整委員会組織委員会議事録

- 1 開催日時 令和3年4月6日(火) 13時50分から14時45分まで
- 2 開催場所 高知市本町5丁目3-20 高知共済会館3階「藤」
- 3 出席委員 前田浩志、澳本健也、浦尻和伸、小笠原利幸、木下清、問可柢善、
中川幸成、畠中悠、前田嘉広、山崎國光、石田実、蔭山純由、
川竹佳子、中澤芳江(計14名)
- 欠席委員 益本俊郎
- 署名委員 石田実、中澤芳江
- 県出席者 水産振興部 杉村部長、西山副部長
漁業管理課 池課長
- 事務局 織田事務局長、井上次長、近澤チーフ、渡邊主査、加藤主事

4 議題

- 第1号議案 会長の選出
- 第2号議案 会長代理の選出
- 第3号議案 各部会所属委員の指名及び部会長、副部会長の選出

5 議事内容

織田事務局長 それでは、第22期高知海区漁業調整委員会組織委員会を開催いたします。仮議長が選出されるまで会の進行役を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。それでは、水産振興部長がご挨拶申し上げます。

杉村部長 第22期高知海区漁業調整委員会組織委員会の開催にあたりまして、一言、ご挨拶申し上げます。

私は、この4月1日から水産振興部長を務めております、杉村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、何かとご多用の中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

当委員会は、昭和25年の第1期から始まり、今期で22期目となるわけですが、この度の漁業法の改正により資源管理や海面の有効利用を図っていくために海区漁業調整委員会が果たす役割が、これまで以上に重要なものとなりました。

昨今、漁業を取り巻く環境は、非常に厳しい状況が続いておりますが、委員の皆様方におかれましては、豊富な知識と経験を活かしてそれぞれのお立場からご意見いただき、本県の漁業の活性化にご尽力賜りますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

織田事務局長 本日の欠席委員をご報告申し上げます。益本委員が欠席でございます。

それでは、各委員さんの自己紹介に移りたいと思います。現在、皆様には漁業者委員、学識経験委員、中立委員の順で五十音順にお座りいただいております。

浦尻委員さんから順にお願いします。

浦尻委員

すくも湾漁協の組合長をしております浦尻でございます。今回初めて海区漁業調整委員会に来ましたのでよろしくをお願いします。

小笠原委員

芸東地区沿岸漁業協議会の副会長をやらせていただいている小笠原です。浦尻組合長と同様、今回初めて選任されましたのでよろしくをお願いします。

木下委員

奈半利町漁協の木下です。今回で3期目になります。よろしくをお願いします。

間可委員

高知県漁協の清水統括支所の間可です。今期で3期目になりますのでよろしくをお願いします。

中川委員

須崎の錦浦漁協の中川といいます。いろいろと勉強させてもらいたいと思います。よろしくをお願いします。

畠中委員

窪津共同大敷組合の畠中です。補欠選挙から今年で4期目です。よろしくをお願いします。

前田浩志委員

高知県漁協の前田浩志です。よろしくをお願いします。

前田嘉広委員

高知県漁協穴内支所の前田です。今回初めて選出されました。よろしくをお願いします。

山崎委員

元高知県漁協の理事で山崎です。

石田委員

1年前まで瀬戸内海で資源評価の仕事をしておりました石田と申します。今回で4期目となります。よろしくをお願いします。

澳本委員

高知県漁協の澳本といいます。今回初めて選出されました。どうぞよろしくをお願いします。

蔭山委員

蔭山です。どうぞよろしくお願いたします。

川竹委員	川竹と申します。弁護士をしております。初めてです。よろしくお願ひいたします。
中澤委員	中澤と申します。三谷先生の後を引き継ぐ形で初めてさせていただきます。栄養士なので魚介類については食べる専門なんですけどよろしくお願ひいたします。
織田事務局長	ありがとうございました。引き続き、水産振興部のほうからお願ひします。
杉村部長	水産振興部長の杉村です。よろしくお願ひいたします。
西山副部長	副部長の西山でございます。よろしくお願ひいたします。
池課長	漁業管理課長の池でございます。よろしくお願ひします。
織田事務局長	続きまして、事務局職員の自己紹介をさせていただきます。事務局長の織田でございます。よろしくお願ひします。
井上次長	事務局次長の井上と申します。よろしくお願ひします。
近澤チーフ	事務局チーフの近澤と申します。よろしくお願ひします。
渡邊主査	事務局主査の渡邊と申します。よろしくお願ひします。
加藤主査	事務局主事の加藤と申します。よろしくお願ひします。
織田事務局長	<p>それでは、次に仮議長を選出いたします。</p> <p>当委員会会議規則第1条では会長が議長となることになっておりますが、会長が選出されるまでの仮議長は、慣例では委員の中で最年長の方にお願ひしています。従いまして、畠中委員に仮議長をお願ひしたいと思ひますが、いかがでしょうか。</p> <p>(「異議なし」と言う者あり。)</p>
織田事務局長	異議がございませんので、畠中委員さんに仮議長をお願ひいたします。

それでは仮議長が選出されましたので、これで私の司会を終わらせていただきます。

畠中委員

会長が選出されるまで仮議長を務めさせていただきます。よろしくお祈りします。

まず、議事録署名委員を指名します。石田委員、中澤委員をお願いします。

畠中委員

それでは、第1号議案の「会長の選出」についてお諮りします。
漁業法第137条第2項及び高知海区漁業調整委員会規程第4条第1項により、会長及び会長代理は、委員が互選するとなっておりますが、初めての委員の方もおりますので、事務局からこれまでの選出方法について説明させていただきます。

織田事務局長

それでは、会長及び会長代理の選出方法について、ご説明申し上げます。
会長及び会長代理の選出につきましては、漁業法第137条第2項及び高知海区漁業調整委員会規程第4条第1項におきまして、委員が互選すると規定されております。

近年の委員会におきましては、皆様の全員の話し合いによりまして、推薦、あるいは立候補により会長及び会長代理が選出されております。今期の委員会におかれましても、全員で話し合われたうえで、選出していただけたらよいのではないかと事務局としては考えております。

畠中委員

ただいま事務局から説明がありましたが、今期はどのようにしますか、皆様の意見を伺います。

山崎委員

会長は若い方にやっていただくということで、前田浩志さんにやっていただけたらと思います。

畠中委員

他に意見はございませんか。

畠中委員

他に意見も無いようですので、会長は前田委員ということでよろしいですか。

(「異議無し」と言う者あり。)

畠中委員

それでは、前田委員の会長就任について賛成の方は挙手をお願いします。

島中委員	挙手全員ですので、会長につきましては前田さんとなりましたので、仮議長の役目を終わらせて頂きます。委員の皆様ありがとうございました。
織田事務局長	それでは会長、就任の挨拶をお願いします。
前田会長	皆様お疲れ様です。会長に選任されました前田でございます。まだまだ若輩ではございますが、高知県の漁業界のために力一杯やっていきたいと思っております。皆様の協力無くしてはできないことと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。
織田事務局長	ありがとうございました。なお、当委員会会議規則第1条によりますと、会長が議長となることが決められておりますので、ここからは会長に議長をお願いします。
前田会長	それでは第2号議案、会長代理の選出に移りたいと思っております。会長代理の選出に関しまして、立候補する委員、または、会長代理に適任であると推薦する委員はございませんか。
山崎委員	会長指名で、若い方をお願いしたらどうですか。
前田会長	僕のほうから推薦させていただいてもよろしいですか。
山崎委員	異議ありますか、無いでしょう。
前田会長	わかりました。それでは澳本さん、会長代理をお願いできませんか。
澳本委員	初めてですけど構いませんか。 (「構わない」と言う者あり。)
澳本委員	はい。分かりました。
前田会長	他に案はございませんか。いいですか。
前田会長	はいそれでは、お諮りいたします。 澳本委員を会長代理に選出することに賛成の方の挙手をお願いします。

前田会長	はい。全員賛成のようですので、澳本委員を会長代理に選出させていただきます。
澳本会長代理	はい。よろしくお願いします。
前田会長	それでは、次に委員の席順を決めたいと思います。事務局より席順の決め方について提案してください。
織田事務局長	これまでの慣例では、抽選を行って席順を決めております。異存がなければそのような方法で決めさせて頂きたいと存じますが、いかがでしょうか。
	(「異議無し」と言う者あり。)
前田会長	それでは、事務局で抽選の具体的な方法を説明して始めてください。
織田事務局長	それでは、番号札の入った箱を浦尻委員の席から反時計回りに持ちまわりますので、順番に番号札をお引きください。お手元へ席に番号を記入した紙を配布いたしますので、全員の抽選が終わり次第、机の上にあります、ご自分のネームプレートをお待ちの上、該当の番号の席へ移動をお願いします。
	なお、欠席の益本委員につきましては、私が代理で引かせていただきます。
	(席の移動)
前田会長	では、席順についてはこのとおりとしますが、実際の委員会開催時には、出席状況に応じてこの順番で席をつめていただきますので、あらかじめご了承ください。
前田会長	次に第3号議案の各部会所属委員の指名と部会長、副部会長の選出でございます。事務局より説明をお願いします。
織田事務局長	部会は、付託された議案又は会長が認める事項につき、調査研究を行うもので、沿岸、養殖、定置及び漁業管理検討の4種類がございます。
	当委員会規程の第3条では、各部会委員は会長が指名することとな

っておりますが、前例にならって沿岸、養殖、定置の3部会については、各委員の希望を聞いたうえで会長から指名していただきたいと考えております。

なお、漁業管理検討部会については、沿岸、養殖、定置の各部会の体制が決定した後に指名していただきたいと思っております。それでは、事務局が用紙を配りますのでご記入願います。なお、希望が集中した場合は、会長判断で最終決定いたします。希望の部会へ配置されない委員さんも出られる可能性がありますのであらかじめご了承ください。それでは会長、暫時小休をお願いします。

前田会長

小休にいたします。

(小休)

織田事務局長

用紙をお配りしますので、希望される部会名を第2希望まで記入願います。なお、同一部会名を記入されないようお願いいたします。

前田会長

それでは、正会に復します。それでは報告します。

沿岸部会

石田委員、問可委員、中川委員、前田嘉広委員、川竹委員

定置部会

澳本委員、蔭山委員、小笠原委員、木下委員、畠中委員

養殖部会

山崎委員、前田委員、浦尻委員、中澤委員、益本委員

以上です。今期についてはこれでお願いたします。

前田会長

続きまして、各部会の部会長、副部会長を選出願います。沿岸部会は前の協議スペース、養殖部会は中央、定置部会は後方にお集まりください。

それでは、小休といたします。

(小休)

前田会長

正会に復します。3部会の体制が決定いたしましたので、ここで漁業管理検討部会の委員を指名します。

澳本委員、浦尻委員、木下委員、問可委員、石田委員をお願いします。

指名された委員は、協議スペースで部会長、副部会長の選出をお願

	<p>いします。</p> <p>小休といたします。</p> <p>(小休)</p>
前田会長	<p>正会に復します。それでは各部会とも部会長、副部会長が決定いたしましたので報告いたします。</p> <p>沿岸部会は部会長に前田嘉広委員、副部会長に石田委員 養殖部会は部会長に浦尻委員、副部会長に山崎委員 定置部会は部会長に畠中委員、副部会長に木下委員 管理検討部会は部会長に木下委員、副部会長に間可委員 にそれぞれ決定いたしました。</p> <p>それでは各部会長から一言ご挨拶をお願いします。</p> <p>沿岸部会部会長の前田委員、よろしく申し上げます。</p>
前田嘉広委員	<p>初めてのことなのでよく分かりませんが、よろしく申し上げます。</p>
前田会長	<p>養殖部会部会長の浦尻委員、お願いします。</p>
浦尻委員	<p>山崎先輩から推薦を受けまして、部会長になりました。よろしく申し上げます。</p>
前田会長	<p>定置部会部会長の畠中委員、お願いします。</p>
畠中委員	<p>引き続き部会長をやらせてもらいます畠中です。よろしく申し上げます。</p>
前田会長	<p>漁業管理検討部会部会長の木下委員、お願いします。</p>
木下委員	<p>何でか分かりませんが部会長になりました。よろしく申し上げます。</p>
前田会長	<p>ありがとうございました。これで本日の組織委員会で予定しておりました議題は全て終了しました。事務局からその他、何かございますか。</p>
織田事務局長	<p>それでは、今後の委員会活動予定と報酬及び旅費等について、担当の方からご説明させていただきます。</p>
井上次長	<p>それでは、本日お配りしております表紙に「第 22 期高知海区漁業調整</p>

委員会組織委員会資料」とあります資料をご用意ください。

まず、2ページ目は「第22期高知海区漁業調整委員会委員名簿」となっております。本日、皆様の所属される部会が決定しましたので、それを記載した名簿を後日、改めてお配りいたします。

次に、3ページ目をお願いいたします。こちらは、「今後の活動予定」ということで、今年度にご審議等いただく予定の、主な項目を月別に記載したものでございます。

4月下旬には、くろまぐろの漁獲可能量についてを議題とした、第2回委員会を開催予定です。また、新しく委員になられました皆様を対象に、海区調整委員会の機能と権限を始め、漁業制度に關します委員研修会を予定しておりますので、対象となる委員の皆様には別途ご案内いたします。

また、6月には、大月町橘浦におけます、3件の新たな区画漁業権の免許につき、ご審議いただきます。

8月にはちゃんばら又はちょうたろうの採捕に係る委員会指示が有効期間の満了を迎えますことから、それ以降の新たな指示についての検討を予定しております。

10月には、うなぎ養殖の種苗供給に關します「しらすうなぎの特別採捕許可取扱方針」の検討などが予定されております。

なお、一番下の「各種漁業許可取扱方針検討」、「漁業権変更及び設定検討」や「漁業調整規則見直し検討」につきましては、案件がある毎に随時、委員会を開催させていただきます。

次に、資料4ページ目、「海区漁業調整委員会 委員報酬等について」をご覧ください。委員の皆様への報酬と旅費については、「地方自治法第203条の2」及び「地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に關する条例」により規定されております。報酬額につきましては、別表1にそれぞれ記載されているとおりです。

次に旅費につきましては、委員会などの会議に出席していただく場合の交通費や宿泊料を、出発地から目的地までの距離が4km以上の場合にお支払いいたします。宿泊料につきましては、5ページの「5番」の表のとおりです。特別区は23区、甲地方は大阪市、神戸市、名古屋市など12の市です。旅行雑費につきましては、四国4県以外に旅行をした場合、1日につき600円が支給されます。

最後に報酬及び旅費の振り込み日の通知については、特に行っておりませんが、通帳に記帳された場合、報酬の場合は「高知県漁業管理課」、旅費の場合は「高知県旅費事務センター」と印字されるようになっております。

なお、本日は当委員会の会議や部会などについて定めた「高知海区漁業調整委員会 規程集」もお配りさせていただいております。こちらは必要

